

平成28年2月15日

広島市障害者施策推進協議会委員 各位

広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課長

## 広島市職員対応要領（案）に対する意見等について（依頼）

本市障害福祉行政の推進につきましては、日ごろから御支援・御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では、平成28年4月1日に施行される障害者差別解消法に備え、障害者への「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について職員が適切に対応するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領」を策定することにしました。

策定に当たり、障害者関係団体及び庁内関係部局に対し、「不当な差別的取扱い」の具体例や「合理的配慮」の好事例等について照会しており、こうした事例等を反映した「職員対応要領」（案）を作成しました。

この「職員対応要領」を実効性のあるものとするため、障害者差別解消法に基づき、障害者施策推進協議会を始め関係団体の皆様や庁内関係部局等から御意見を聴取したいと考えています。

つきましては、案に掲げる内容等について、御意見等ありましたら、別紙様式により提出していただきますようお願いいたします。

## 1 提出期限・提出方法

- (1) 提出期限 平成28年3月11日（金）
- (2) 提出方法 別紙様式を郵送、FAX 又は電子データで提出してください。  
様式の送付が必要であれば、メールアドレスをお知らせください。

## 2 問い合わせ・回答先

広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34

Tel：082-504-2147

Fax：082-504-2256

E-mail：[shougai@city.hiroshima.lg.jp](mailto:shougai@city.hiroshima.lg.jp)